

# 愛知県立瀬戸北総合高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、だれもが被害者にも加害者にもなりうる問題であることを踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さず、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。一人一人が大切にされているという実感を持ち、互いに認め合える人間関係を構築し、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、さまざまなボランティア活動を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込まず、組織として対応するために「**いじめ・不登校対策委員会**」を設置する。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

#### ア 委員会のメンバー

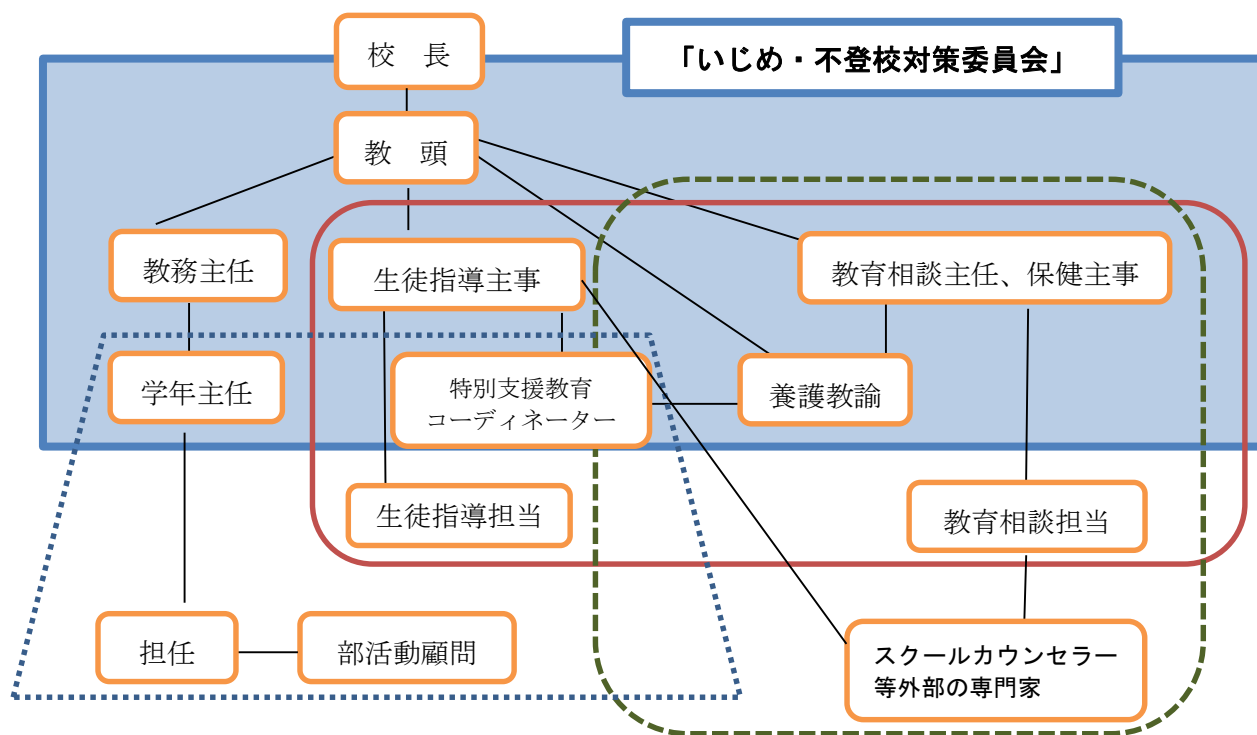
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任  
学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭




(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

#### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

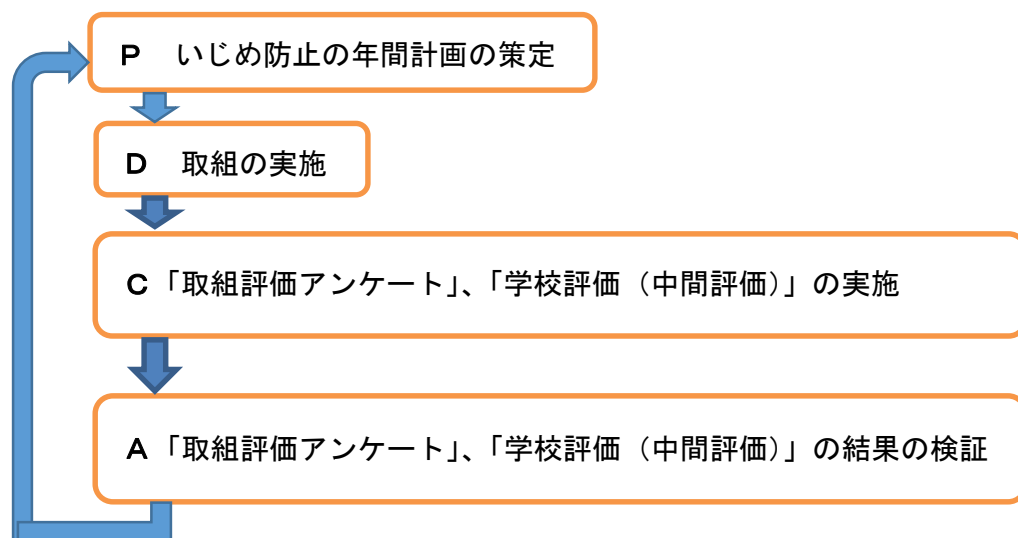
【組織図】



※ 、、 は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



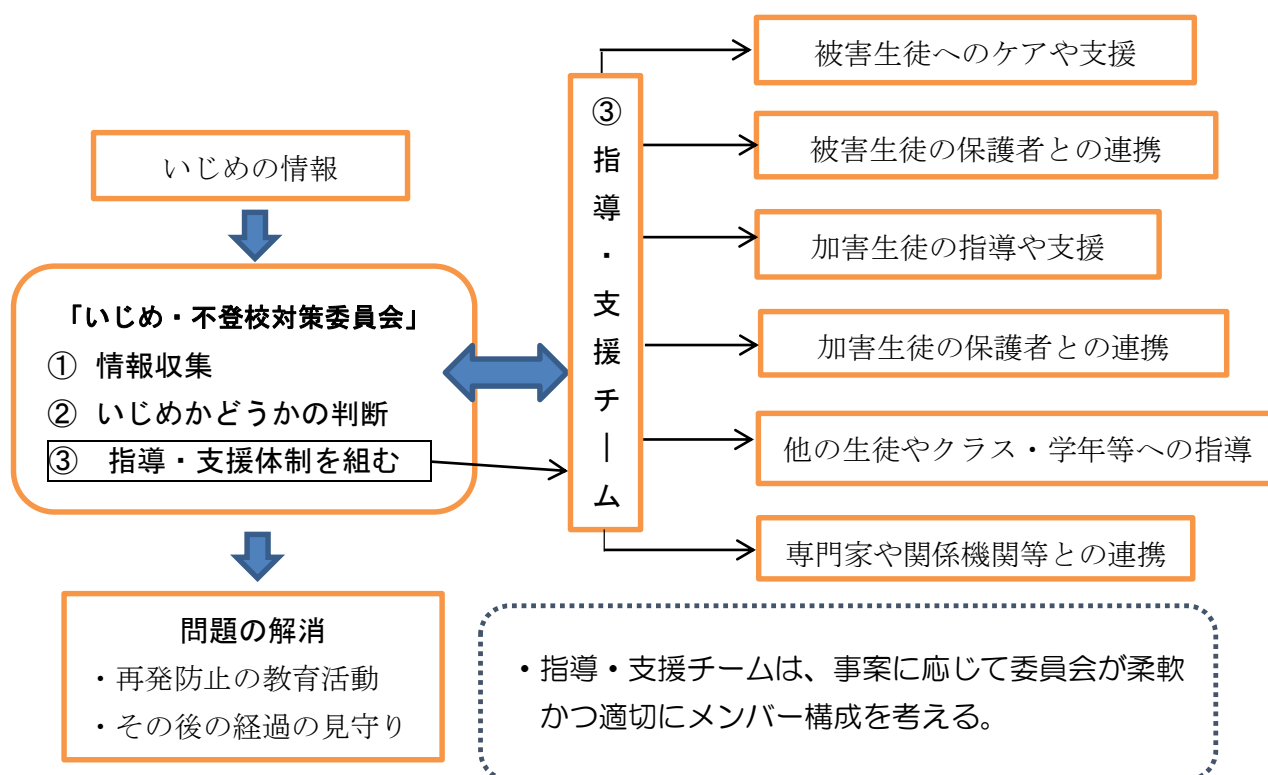
## イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

## ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## オ 重大事態への対応

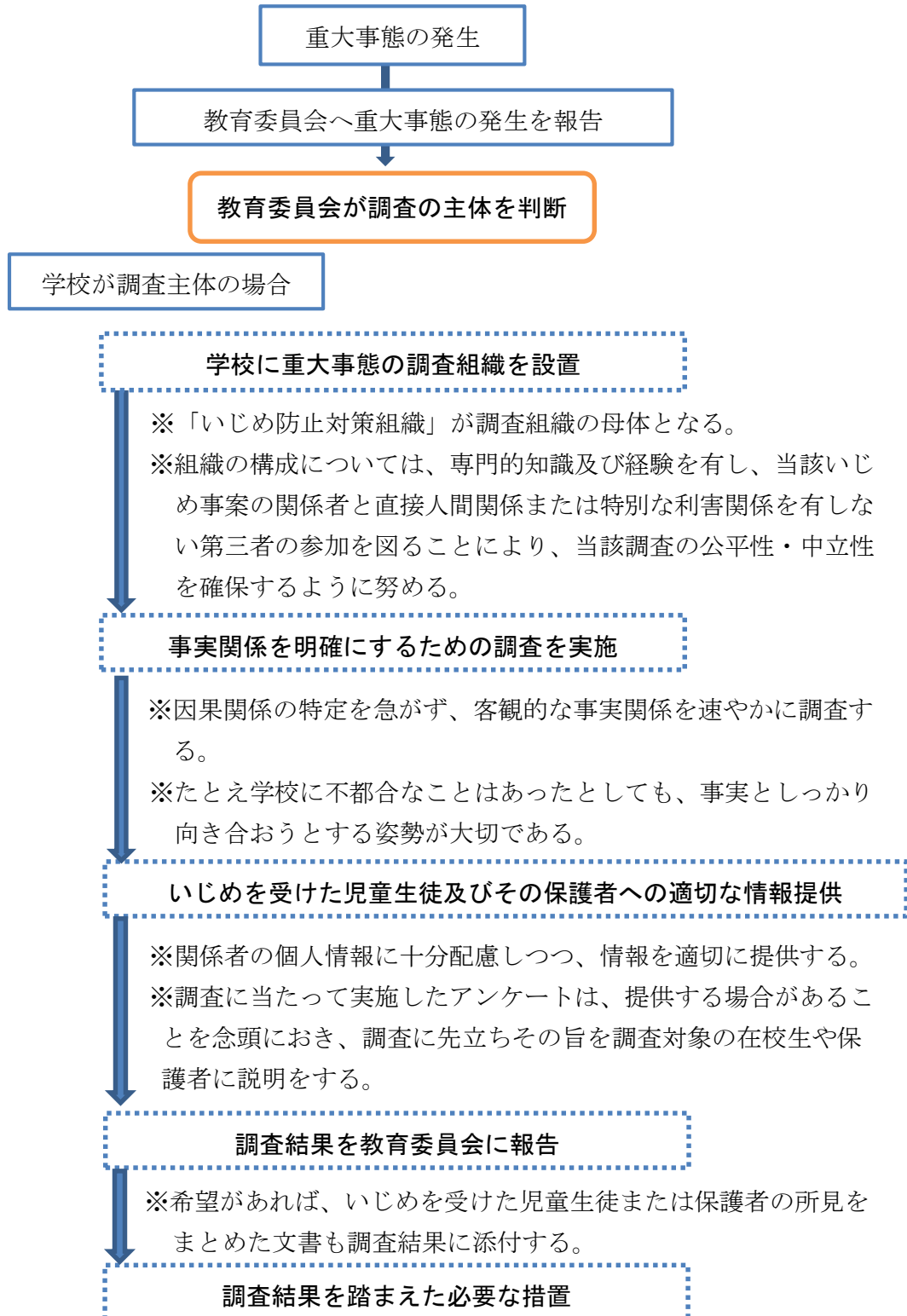
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

## 【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知した場合またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」の実施や教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行なう。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応を検討する。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康調査の実施【全学年】 ⑩</li> <li>○相談室やS Cの周知【全学年】 ⑩</li> <li>○面談週間【全学年】 ⑩</li> <li>○人間関係づくり→グループ エンカウターの実施・外部 講師による講話【1年】 総学 ⑩</li> <li>○適性検査【1年】 ⑩</li> <li>○人間関係づくり【2年】 総学 ⑩</li> <li>○朝の読書<sup>⑩</sup>⑩</li> </ul>			
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題研究グループトーク 【3年】 ⑩</li> <li>○ボランティア活動(自転車 教室)【全学年】 ⑩</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回委員会</li> <li>○現職研修(講話) ⑩</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA 総会・ 学年別懇談会 ⑩</li> <li>○中学校訪問 【1年】 ⑩</li> <li>○地域のお祭り への参加 (水野地区)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校外インタビュー事前指導 【2年】 ⑩</li> <li>○公開授業週間【全学年】 ⑩</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員対象 の「取組評価 アンケート」 の実施→検証</li> <li>○第2回委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公開授業<sup>⑩</sup></li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターンシップ事前指導 【2・3年】 ⑩</li> <li>○ボランティア活動 (水てっぽう大会)(中部善 意銀行)【全学年】 ⑩</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会【全 学年】 ⑩、⑩</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターンシップの実施 【2・3年】 ⑩</li> <li>○校外実習【3年】 ⑩</li> <li>○ボランティア活動 (なぜなに教室)(中部善意銀 行)【全学年】 ⑩</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターンシ ップ</li> <li>○校外実習</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「生活アンケート」 の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中間評価→検 証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事・授 業の公開</li> </ul>

		【全学年】(保) →まとめを職員 会議で共有		○文化祭バザー
10 月	○公開授業週間【全学年】 (教科)	○保健アンケート 【全学年】(保)	○現職研修(講 話) ○第3回委員会	○地域自治会と 合同のクリー ン活動(保)
11 月	○担任との系列面談【1年】 (企) ○ボランティア活動 (児童遊園まつり)【全学年】 (企)			○公開授業・学 年別懇談会 【全学年】 (教学) ○地域のお祭り への参加 (西陵地区)
12 月	○人権講話【全学年】(生) ○ボランティア活動 (凧作り教室・お手前体験教 室)【全学年】(企)	○「いじめアンケ ート」【全学年】 (保)→まとめを職 員会議で共有	○全教職員対象 の「取組評価 アンケート」 の実施→検証 ○第4回委員会	○保護者会【全 学年】(総)
1 月				○学校評議員会
2 月	○「ことばの花束」【1年】 (企) ○児童文化公開授業 (ペープサート・紙芝居・ 絵本のよみかかせ等) 【3年】		○自己評価 ○第5回委員会	
3 月	○【新入生オリエンテーショ ン】 ○ボランティア活動 (ぞうきん縫い教室) 【全学年】(企)		○学校関係者評 価の結果を検 証し、「いじ め防止基本方 針」の見直し	○学校関係者評 価委員会で 「自己評価」 の評価を行 う。

\*総合企画部を中心に福祉・家庭科、部活動の協力のもと、長期休業中だけではなく、年間を通して、地域でのボランティア・交流活動を奨励する。

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健部 (特)…特別活動部 (進)…進路指導部  
(企)…総合企画部 (学)…学年会 (科)…教科会 (総)…総務部 (図)…図書部